

おくやみ ハンドブック

京田辺市

この度は心よりお悔やみ申し上げます。こちらは、お亡くなりになったことに伴い、今後必要となる主な手続きについてのご案内です。市役所での手続きのほか、市役所以外で必要となる手続きについても掲載しております。必要なものを確認のうえ、担当窓口へお越してください。不明点等がございましたら、事前にお問い合わせください。

2024年版



マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う「マチのブックレット」です。

2023年12月発行

発行:京田辺市 編集・デザイン:株式会社ジチタイアド

相続の「はじめかた」をお教えいたします。

「えっ、私も相続税の申告・納税、その他こんなにもしなければいけないことがあるの?」

平成27年度の税制改正で、相続税の申告が必要になった人が倍以上になったと言われています。

大切な方をなくされたご遺族の皆様には、

思わず驚いてしまうほどたくさんさんの手続きが期限付きで待っています。

時間の制約がある中で、「何からはじめたらよいかわからない」という皆様、

「そもそも申告と納税が必要か調べる」ところからはじめませんか?

必要書類の準備など、慣れない作業も、しっかりサポートいたします。



南 賢一
南税理士事務所

当事務所の特徴

税務調査が来ても怖くない 相続税申告

相続税の申告が終わっても、税務署から「申告漏れの可能性あり」と判断された場合には税務調査が発生します。ひとたび税務調査が発生すると、追徴課税の割合はおよそ8割、追徴額は平均で約600万円。(※)でも大丈夫です。税務調査の立会い経験が豊富な当事務所が、ツボを抑えた、漏れのない相続税申告を教えます。

※国税庁の「平成28事務年度における相続税の調査の状況について」(平成29年/2017年11月発表)による

不動産登記など司法書士が関連する手続きは、提携司法書士が対応いたします。複数の会社や事務所に連絡をとっていただく必要はございません。

農家の相続に強い

農地は相続でも注意すべき特殊な不動産です。ご相談は、これまで数多くの農家の相続を手がけてきた当事務所におまかせください。農地ならではの「相続税の納税猶予」をはじめ、農家の相続にまつわることならなんでもご相談ください。

ご相談はお電話に限らず、事務所での打ち合わせから訪問まで、あなたのご希望に合わせて行います。

お問い合わせはこちらから

南税理士事務所

<https://www.minami-tax-office.com/>

TEL 0774-39-7392

営業時間 9:00~17:00

定休日 土・日曜日、祝日

住所 〒610-0313 京都府京田辺市三山木垣ノ内58-3進耀ビル201

認定:経営革新等支援機関、日本生命代理店 併設会社:合同会社チャンス



市役所での主な手続き一覧

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら「済」の欄にチェック☑をしましょう。※住民登録地が京田辺市でない場合は、住民登録地の市区町村にお問い合わせください。

区分	手続きが必要な場合	主な手続き	該当	済	担当課	参照ページ
住民登録	世帯主である	●世帯主の変更届		<input type="checkbox"/>	市民年金課	3
	印鑑登録をしている	●印鑑登録証(カード)の返還		<input type="checkbox"/>	市民年金課	3
年金	国民年金のみに加入している	●遺族基礎年金の請求 ●寡婦年金の請求 ●死亡一時金の請求		<input type="checkbox"/>	市民年金課	3
	次のいずれかのみを受給している ・障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金	●未支給年金の請求		<input type="checkbox"/>	市民年金課	4
健康保険	国民健康保険に加入している	●各種証の返納 ●葬祭費の支給申請 ●送付先届・相続人代表者指定届の申請 ●今後の納税に関する手続き ●高額療養費の申請		<input type="checkbox"/>	国保医療課	5
	後期高齢者医療制度に加入している	●各種証の返納 ●葬祭費の支給申請 ●相続人代表者の指定		<input type="checkbox"/>	国保医療課	5
福祉医療	福祉医療制度(老人・障がい・ひとり親)に加入している	●資格喪失届 ●各種証の返納 ●未申請の福祉医療費の支給申請 ●振込口座の変更(故人の口座に振込手続き中の福祉医療費がある場合のみ)		<input type="checkbox"/>	国保医療課	6
介護保険	65歳以上または介護認定を受けている	●介護保険料の精算 ●介護保険被保険者証等の返還 ●保険料に関する相続人代表届 ●振込口座の変更 ●各種証の返還 ●介護保険認定申請取下書の届出		<input type="checkbox"/>	介護保険課	6
	高額介護サービス費等の支給を受けている	●振込口座の変更		<input type="checkbox"/>	介護保険課	6
高齢者支援	次のいずれかを利用している ・緊急通報装置・SOSネットワーク事前登録サービス	●緊急通報装置の撤去・返却 ●SOSネットワーク事前登録の取消し		<input type="checkbox"/>	高齢者支援課	7
税金	市税(市府民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税)を課税されている	●相続人代表者の指定		<input type="checkbox"/>	税務課	7
	未登記家屋を所有している	●未登記家屋の取得変更届		<input type="checkbox"/>	税務課	7
	市税を故人の口座から引落ししている	●今後の納税に関する手続き・納付について(口座振替の変更等)		<input type="checkbox"/>	税務課	8
	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有している	●廃車手続き・名義変更		<input type="checkbox"/>	税務課	8
障がい	次のいずれかを所有している ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳	●各種障害者手帳返還届		<input type="checkbox"/>	障がい福祉課	8
	次のいずれかを受給している ・特別障害者手当・障害児福祉手当	●特別障害者手当死亡届または障害児福祉手当死亡届 ●(未払分がある方)未支払手当請求書		<input type="checkbox"/>	障がい福祉課	9
	自立支援医療受給者証を持っている	●受給者証の返納		<input type="checkbox"/>	障がい福祉課	9
子ども	児童手当の支給対象児童または受給者である	支給対象の児童 ●受給事由消滅届または額改定届 受給者 ●未支払請求書 ●認定請求書		<input type="checkbox"/>	子育て支援課	9
	児童扶養手当、特別児童福祉手当の支給対象児童または受給者である	支給対象の児童 ●資格喪失届または額改定届 受給者 ●未支払児童扶養手当請求書兼児童扶養手当受給者死亡届 ●特別児童福祉手当未支給額請求書		<input type="checkbox"/>	子育て支援課	10
	子育て支援医療費助成の対象児または対象児の健康保険証の被保険者である	対象児 ●子育て支援医療費受給者証の返還 対象児の健康保険証の被保険者 ●対象児の健康保険証の変更手続き		<input type="checkbox"/>	子育て支援課	10
	特別児童扶養手当、心身障害児特別手当、特定心身障害等児童特別手当の支給対象児童または受給者である	支給対象の児童 ●資格喪失届または減額改定届 ●受給資格消滅届または変更届 受給者 ●未支払特別児童扶養手当請求書兼特別児童扶養手当受給者死亡届 ●未支給額請求書		<input type="checkbox"/>	子育て支援課	11
	小中学校に通う子どもがいる	●保護者及び児童・生徒変更の手続き ●就学援助申請		<input type="checkbox"/>	学校教育課	11
上下水道	上下水道使用者が変更になる	●水道使用者変更届または水道使用中止届 ●今後の水道料金の支払いに関する手続き		<input type="checkbox"/>	経営管理室	11
市営住宅	市営住宅に入居している	●市営住宅明渡しの手続き ●市営住宅入居承認申請 ●市営住宅同居者異動届		<input type="checkbox"/>	開発指導課	12
墓地	市営大住霊園の使用者である	●墓地の承継の申請		<input type="checkbox"/>	環境課	12
動物飼養	犬を飼っている	●所有者の変更届		<input type="checkbox"/>	環境課	12
森林	森林を所有している	●森林法第10条の7の2第1項の規定による届出		<input type="checkbox"/>	農政課	13
農地	農地の権利(所有権、賃貸借権等)を有している	●農地法第3条の3の規定による届出		<input type="checkbox"/>	農業委員会事務局	13
火葬料補助金	火葬料の補助を受ける	●火葬料の補助金申請		<input type="checkbox"/>	環境課	13

市役所以外での主な手続き一覧

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きの種類	主な手続き	該当	済	問い合わせ先など
市役所以外での手続き	生命保険	死亡保険金の請求・入院給付金の請求等		<input type="checkbox"/>	加入している生命保険会社
	預貯金口座	口座凍結解除手続き		<input type="checkbox"/>	各金融機関 等
	株式等	名義変更		<input type="checkbox"/>	各証券会社 等
	相続関係	遺言書の検認・開封 相続放棄の手続き		<input type="checkbox"/>	京都家庭裁判所 京都市左京区下鴨宮河町1 TEL:075-722-7211
	固定電話・携帯電話	契約継承・解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社 等
	インターネット	名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社 等
	NHK受信料	名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	フリーダイヤル TEL:0120-151515 有料ダイヤル TEL:050-3786-5003
	電気・ガス料金等	名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	領収書に記載されている会社及び営業所
	運転免許証	返納		<input type="checkbox"/>	京都府警察本部運転免許試験場 京都市伏見区羽束師古川町647 TEL:075-631-5181 田辺警察署 京田辺市興戸小モ詰1 TEL:0774-63-0110
	パスポート	返納		<input type="checkbox"/>	京都府山城広域振興局 宇治市宇治若森7-6 TEL:0774-24-5362 京都府旅券事務所(京都駅ビル8階) TEL:075-352-6655
	クレジットカード	解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社
	ケーブルテレビ	名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社
	不動産登記関係	土地・家屋等相続登記		<input type="checkbox"/>	京都地方法務局宇治支局 宇治市宇治琵琶33-2 TEL:0774-24-4121 または0774-24-4122(自動音声案内「2」を選択)
	国税関係 (相続税、所得税、消費税)	相続税・所得税・消費税申告		<input type="checkbox"/>	宇治税務署 宇治市大久保町井ノ尻60-3 TEL:0774-44-4141(自動音声でご案内します)
	国債	記名変更・償還金受領		<input type="checkbox"/>	償還金支払場所または証券保険証書に記載の郵便局
	軽自動車(三輪・四輪)	名義変更・廃車		<input type="checkbox"/>	軽自動車検査協会京都事務所 京都市伏見区竹田向代町51-12 TEL:050-3816-1844
	125ccを超えるバイク	名義変更・廃車		<input type="checkbox"/>	近畿運輸局京都運輸支局 京都市伏見区竹田向代町37 TEL:050-5540-2061
	普通自動車	名義変更・廃車		<input type="checkbox"/>	近畿運輸局京都運輸支局 京都市伏見区竹田向代町37 TEL:050-5540-2061
		税金に関する手続き		<input type="checkbox"/>	自動車税管理事務所 京都市伏見区竹田向代町51-7 TEL:075-672-6155
	国民年金 厚生年金	遺族年金請求・未支給年金請求等		<input type="checkbox"/>	京都南年金事務所 京都市伏見区竹田七瀬川町8-1 TEL:075-644-1165(自動音声案内「1」を選択)
共済年金	各共済組合へ直接お問い合わせください。		<input type="checkbox"/>	各共済組合	
幼稚園・保育所・こども園	各施設へ直接お問い合わせください。		<input type="checkbox"/>	各施設	

世帯主である

故人が世帯主であった場合、同一世帯に故人の他に15歳以上の世帯員が2人以上いるときは世帯主変更の手続きをしてください。

手続き・持ち物

●世帯主の変更届

届出人の本人確認書類

※届出人が故人と別世帯の場合は委任状が必要になります。

受付窓口

●市民年金課(2階①番窓口)

TEL 0774-64-1330

期限

▶亡くなった日から14日以内

印鑑登録をしている

故人が印鑑登録をしていた場合、印鑑登録証(カード)を返納してください。

手続き・持ち物

●印鑑登録証(カード)の返還

故人の印鑑登録証(カード)

受付窓口

●市民年金課(2階①番窓口)

TEL 0774-64-1330

期限

▶速やかに

国民年金のみに加入している

故人とご遺族が次に該当する場合、年金や一時金が支給される可能性があります。

※必ずしも請求できるとは限りません。

手続き・持ち物

【故人について】-----

●遺族基礎年金の請求

- ・国民年金の被保険者
- ・国内居住者で60歳以上65歳未満の国民年金の被保険者であった者
- ・老齢基礎年金の受給権者(25年以上の受給資格期間の者に限る)
- ・老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている者(25年以上の受給資格期間の者に限る)

●寡婦年金の請求

- ・10年以上の保険料納付済期間(免除期間を含む)があり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに死亡した場合

●死亡一時金の請求

- ・3年以上の保険料納付済期間があり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに死亡した場合

国民年金のみに加入している

手続き・持ち物

【ご遺族について】

●遺族基礎年金の請求

・故人の子のある配偶者

※子とは、年度末時点で18歳までの子(障害等級1級または2級の障害の状態にある場合は20歳未満の子)

・故人の子

●寡婦年金の請求 ・故人と10年以上婚姻関係にある妻

●死亡一時金の請求 ①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹

(支給は①～⑥の順で、先順位者がいる場合は、後順位者は受け取ることができません)

届出人の本人確認書類 故人の年金手帳等

※届出人が請求人と別世帯の場合は委任状が必要になります。請求の手続きに必要な持ち物については別途案内となります。

受付窓口

●市民年金課(2階①番窓口)

TEL 0774-64-1333

※市役所で受付できない場合もあります。

※第2号(厚生年金)被保険者・第3号被保険者の加入記録のある方の請求につきましては、京都南年金事務所(TEL 075-644-1165)へお問い合わせください。

期限

▶速やかに

※原則亡くなった日から5年

(死亡一時金については2年)

を過ぎると請求できなくなります。

次のいずれかのみを受給している

・障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金

故人が年金を受給しており、ご遺族が次に該当すると、未支給年金の請求ができる場合があります。

※必ずしも請求できるとは限りません。

手続き・持ち物

●未支給年金の請求

・年金受給者である故人と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他3親等内の親族

届出人の本人確認書類 故人の年金手帳等

※届出人が請求人と別世帯の場合は委任状が必要になります。請求の手続きに必要な持ち物については別途案内となります。

受付窓口

●市民年金課(2階①番窓口)

TEL 0774-64-1333

※市役所で受付できない場合もあります。

※第2号(厚生年金)被保険者・第3号被保険者の加入記録のある方の請求につきましては、京都南年金事務所(TEL 075-644-1165)へお問い合わせください。

期限

▶速やかに

※原則亡くなった日から5年を

過ぎると請求できなくなります。

「相続」のお困りごとは 弁護士にご相談ください



「相続」が発生しても、
何から手を付けてよいか分からない
という方が多くいらっしゃいます。
私たちは、**地域密着型の相続問題に
特化した弁護士事務所**として、



皆様のご負担を少しでも軽くできるように務めます。

例えば

こんな『相続の問題』でお困りのことがございましたら
まずは私たちにお聞かせください

遺産整理

遺された財産について
調査を行い、必要な書類を手配して
換価などを行います。
「時間に余裕がない」という方
にお勧めです。

遺産分割

「相続人と疎遠になっている」、
「話がまとまらない」場合に
調整を行います。
遺産分割に関する協議や
調停について多数の実績が
あります。

遺言作成

遺産分割でトラブルにならないよう、
事前の準備がとても大切です。
遺言内容の検討、実際の作成、
遺言の執行まで
「一貫したサポート」を
いたします。

その他、なんでもご相談ください。
提携の各種士業と一丸となり、多方面からサポートいたします。

ご相談はお気軽に **予約制**



ご予約は
こちらから

TEL.0774-62-0118

受付時間
平日9:00~17:30

皆様の心に、晴れやかな「美しい空」が訪れますように。お問い合わせ、いつでもお待ちしております。



弁護士法人
みそら総合
弁護士 細川 治・下田 香織

サイト内フォームからも予約できます▶
京都府京田辺市田辺沓脱41 IRORIE1階

アクセス

- ★JR学研都市線京田辺駅より徒歩3分
- ★近鉄京都線新田辺駅より徒歩7分



国民健康保険に加入している

故人が国民健康保険の被保険者であった場合、次の手続きをしてください。

※下記以外に別途手続きが必要な場合がありますので、詳細は担当課にお問い合わせください。

手続き・持ち物

- 各種証の返納 ●葬祭費の支給申請
- 故人が世帯主の場合、送付先届・相続人代表者指定届の申請
- 今後の納税に関する手続き
- 高額療養費の申請

※月あたりの自己負担限度額を超えて医療費を支払った方のみ対象。
詳しくは事前にお問い合わせください。

- 故人(故人が世帯主の場合は被保険者の世帯員分も)の被保険者証(あれば高齢受給者証、限度額認定証、特定疾病療養受療証)
- 葬祭の領収書、葬祭執行人の本人確認書類、通帳及び印鑑
- 届出人の本人確認書類
- 保険税を故人の口座から引落していた場合で新たに口座登録を希望する方は、希望口座のキャッシュカード(京都銀行、南都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、JA、ゆうちょ銀行に限る)

受付窓口

- 国保医療課(2階②番窓口)
TEL 0774-64-1332

期限

- ▶速やかに
(葬祭費の申請は葬祭を行った日の翌日から2年以内、高額療養費の申請は診療年月の翌月1日から2年以内)

後期高齢者医療制度に加入している

故人が後期高齢者医療制度の被保険者であった場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

- 各種証の返納 ●葬祭費の支給申請
- 相続人代表者の指定
- 故人の後期高齢者医療各種証
- 葬祭の領収書または会葬礼状
- 葬祭執行者(喪主)の通帳
- 相続人代表者と故人との関係がわかる戸籍等の写し
- 相続人代表者の通帳

受付窓口

- 国保医療課(2階②番窓口)
TEL 0774-64-1374

期限

- ▶速やかに
(葬祭費の申請は、葬祭を行った日の翌日から2年以内)

福祉医療制度(老人・障がい・ひとり親)に加入している

故人が福祉医療制度に加入していた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

- 資格喪失届 ●各種証の返納
- 未申請の福祉医療費の支給申請
- 振込口座の変更
(故人の口座に振込手続き中の福祉医療費がある場合のみ)
- 故人の福祉医療各種証 届出人の本人確認書類
- 福祉医療費支給対象の領収書 相続人の通帳

受付窓口

- 国保医療課(2階②番窓口)
TEL 0774-64-1374

期限

- ▶速やかに

65歳以上または介護認定を受けている

故人が65歳以上または介護認定を受けていた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

- 介護保険料の精算 ●介護保険被保険者証等の返還
- 保険料に関する相続人代表届 ●振込口座の変更
- 各種証の返還 ●介護保険認定申請取下書の届出
- 本人確認書類 変更先の口座が確認できるもの

受付窓口

- 介護保険課(2階⑥番窓口)
TEL 0774-64-1373

期限

- ▶速やかに

高額介護サービス費等の支給を受けている

故人が高額介護サービス等の支給を受けていた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

- 振込口座の変更
- 本人確認書類
- 変更先の口座が確認できるもの

受付窓口

- 介護保険課(2階⑥番窓口)
TEL 0774-64-1373

期限

- ▶速やかに

次のいずれかを利用している:緊急通報装置・SOSネットワーク事前登録サービス

緊急通報装置については、装置を取り外して高齢者支援課へお持ちいただくか、取り外しが難しい場合はご相談ください。SOSネットワークに事前登録されていた場合、最寄りの地域包括支援センターにお申し出ください。
(電話連絡可)

手続き・持ち物

- 緊急通報装置の撤去・返却
- 緊急通報装置(取り外せる場合)
- SOSネットワーク事前登録の取消し

期限

- ▶ 速やかに

受付窓口

- 高齢者支援課(2階⑦番窓口)
TEL 0774-63-1307
- 地域包括支援センターあんあん市役所
TEL 0774-63-1268
- 地域包括支援センターあんあん常磐苑
TEL 0774-68-1310
- 地域包括支援センターあんあん宝生苑
TEL 0774-68-0705

市税(市府民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税)を課税されている

故人が市税(市府民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税)を課税されていた場合、相続人代表者の指定をしてください。

手続き・持ち物

- 相続人代表者の指定

期限

- ▶ 速やかに

受付窓口

- 税務課(2階⑬番窓口)
市府民税
TEL 0774-64-1317(市民税係)
固定資産税・都市計画税
TEL 0774-64-1316(資産税係)
軽自動車税
TEL 0774-64-1318(収納係)

未登記家屋を所有している

故人が未登記家屋を所有していた場合、未登記家屋の名義変更をしてください。

手続き・持ち物

- 未登記家屋の取得変更届
- 【添付書類】相続人や相続の内容がわかる書類
(遺産分割協議書、遺言書等)

受付窓口

- 税務課資産税係
(2階⑬番窓口)
TEL 0774-64-1316

期限

- ▶ 亡くなった年の12月末まで

市税を故人の口座から引落ししている

市税を故人の口座から引き落とししていた場合、納付書による納税に変更となります。
他の口座からの引き落としを希望される場合は、口座振替の変更手続きが必要です。
※詳細につきましては、お問い合わせください。

手続き・持ち物

- 今後の納税に関する手続き・納付について
(口座振替の変更等)

受付窓口

- 税務課収納係(2階⑬番窓口)
TEL 0774-64-1318

期限

- ▶ 速やかに

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有している

故人名義の原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車がある場合、相続人が廃車の手続きまたは名義変更をしてください。

手続き・持ち物

- 廃車手続き・名義変更
- 相続人と故人との関係がわかる戸籍等の写し
- 相続人の本人確認書類
- 廃車手続きの場合は標識(ナンバープレート)

受付窓口

- 税務課収納係(2階⑬番窓口)
TEL 0774-64-1318

期限

- ▶ 速やかに

次のいずれかを所有している： 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

故人がいずれかの手帳を所有していた場合、手帳を返納してください。

手続き・持ち物

- 各種障害者手帳返還届
- 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

受付窓口

- 障がい福祉課(2階④番窓口)
TEL 0774-64-1372

期限

- ▶ 速やかに

次のいずれかを受給している：特別障害者手当・障害児福祉手当

故人がいずれかの手当を受給していた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

- 特別障害者手当死亡届または障害児福祉手当死亡届
- (未払分がある方) 未支払手当請求書
- (未払分がある方) 請求される方の振込先口座がわかるもの

受付窓口

- 障がい福祉課(2階④番窓口)
- TEL 0774-64-1372

期限

- ▶ 速やかに

自立支援医療受給者証を持っている

故人が自立支援医療受給者証を持っていた場合、受給者証を返納してください。

手続き・持ち物

- 受給者証の返納
- 自立支援医療受給者証

受付窓口

- 障がい福祉課(2階④番窓口)
- TEL 0774-64-1372

期限

- ▶ 速やかに

児童手当の支給対象児童または受給者である

故人が受給者の場合は、配偶者など受給者に代わり児童を養育する方で新たに申請していただきます。
(配偶者の方などが公務員の場合は勤務先での申請になります)

手続き・持ち物

- 【支給対象の児童】 ● 受給事由消滅届または額改定届
- 【受給者】 ● 未支払請求書 ● 認定請求書

【故人が受給者の場合】

- 支給対象児童名義の振込先口座がわかるもの
 - 配偶者の方などの
 - 振込先口座がわかるもの
 - 健康保険証
 - マイナンバーがわかるもの
 - 本人確認書類
- など ご家庭の状況により必要なものが異なります。

受付窓口

- 子育て支援課(1階)
- TEL 0774-64-1376

期限

- ▶ 亡くなった日の翌日から15日以内

児童扶養手当、特別児童福祉手当の支給対象児童または受給者である

故人が受給者の場合は、養育者となる方にひとり親の制度についてご説明いたします。

手続き・持ち物

【支給対象の児童】●資格喪失届または額改定届

【受給者】

●未支払児童扶養手当請求書兼児童扶養手当受給者死亡届

●特別児童福祉手当未支給額請求書

【支給対象児童・受給者共通】

児童扶養手当証書

【故人が受給者の場合】

支給対象児童が2人以上いる場合は、年長者の振込先口座がわかるもの。但し、未支払の請求者が幼少等の場合には、受給者に代わり児童を養育する方の振込先口座がわかるもの(児童扶養手当)

受給者に代わり児童を養育する方の振込先口座がわかるもの(特別児童福祉手当)

受付窓口

●子育て支援課(1階)

TEL 0774-64-1376

期限

▶速やかに

子育て支援医療費助成の対象児 または対象児の健康保険証の被保険者である

子育て支援医療費助成の対象児または対象児の健康保険証の被保険者であった場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

【対象児】

●子育て支援医療費
受給者証の返還

【対象児の健康保険証の
被保険者】

●対象児の健康保険証の
変更手続き

子育て支援医療費受給者証

対象児の健康保険証

受付窓口

●子育て支援課(1階)

TEL 0774-64-1376

期限

▶対象児の子育て支援
医療費受給者証の返還
速やかに

▶対象児の健康保険証の
被保険者
対象児の健康保険証の
変更手続きは、新しい健康
保険証ができてから
速やかに

特別児童扶養手当、心身障害児童特別手当、 特定心身障害等児童特別手当の支給対象児童または受給者である

故人が受給者の場合は、配偶者など受給者に代わり児童を養育する方で新たに申請していただきます。

手続き・持ち物

【支給対象の児童】

- 資格喪失届または減額改定届(特別児童扶養手当)
- 受給資格消滅届または変更届((特定)心身障害(等)児童特別手当)

【受給者】

- 未支払特別児童扶養手当請求書兼特別児童扶養手当
受給者死亡届(特別児童扶養手当)
- 未支給額請求書((特定)心身障害(等)児童特別手当)

【故人が受給者の場合】

支給対象児童名義の振込先口座がわかるもの

配偶者の方などの

- 振込先口座がわかるもの 戸籍謄本
 マイナンバーがわかるもの 本人確認書類

など ご家庭の状況により必要なものが異なります。

受付窓口

- 子育て支援課(1階)
TEL 0774-64-1376

期限

- ▶ 速やかに

小中学校に通う子どもがいる

小中学校に通う子どもがいる場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

- 保護者及び児童・生徒変更
の手続き
- 就学援助申請

受付窓口

- 各校にお問い合わせください。
学校教育課(3階⑭窓口)
TEL 0774-64-1392

期限

- ▶ 速やかに

上下水道使用者が変更になる

上下水道使用者が変更になる場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

- 水道使用者変更届または
水道使用中止届
- 今後の水道料金の支払い
に関する手続き

受付窓口

- 上下水道部経営管理室
(上下水道部事務所1階)
TEL 0774-62-0414

期限

- ▶ 速やかに



永代供養付 樹木葬専門霊園

ハピネスパーク



千年オリーブの森®

無料送迎バスあり

- ・JR長尾駅
- ・京阪枚方市駅
- ・学研北生駒駅

(京阪奈墓地公園内)



5つの安心

<p>1 人数制限</p> <p>人数制限なし 何人でも納骨可能 追加料金もかからない</p>	<p>2 合祀・永代 供養期間</p> <p>合祀・期限なし 大切な人と永遠に眠れる お墓の移動なし 年3回の合同供養付</p>	<p>3 管理</p> <p>管理費不要 スタッフ常駐</p>	<p>4 場所</p> <p>大阪・京都・奈良から便利 くろんど池から5分 ひらかた動物霊園沿い2分</p>	<p>5 お参りの しやすさ</p> <p>車いすでもお墓の前で お参りができる 介護ベッド・オストメイト 対応トイレ設置</p>
--	---	--	---	--

<h3>樹木葬価格</h3>		
墓石(線香皿・花筒付) 66万円(税込) 永代使用料・永代供養料 35,000円	=	合計金額 695,000円

- ご相談ください**
- ・息子や娘はいるが、継承できない
 - ・子供に負担を掛けたくない
 - ・親族・姉妹・兄弟・事実婚等、大切な人と眠りたい
 - ・墓じまい、お墓の解体、全国手続き
 - ・位牌・仏壇の供養と処分
 - ・終活・独り身(死後の手続き)
 - ・法要、寺の手配、納骨の時期
 - ・LGBTQ ・海外からの納骨手続き
 - ・オリジナル彫刻デザイン

ほたに おおあざ
大阪府枚方市穂谷(大字)4566

TEL 072-859-1111

営業時間 9:00~17:00 定休日:水曜日

※お彼岸・お盆・GW・年末年始・祝日休まず営業いたします

※宗旨宗派不問

0120-41-8874

QRコード一覧



ホーム
ページ



資料請求
お問い合わせ



グーグル
マップ

市営住宅に入居している

- ・故人が単身世帯であった場合、住宅明渡しの手続きをしてください。
 - ・故人が2人以上の世帯の世帯主であった場合、同居家族の方が入居承継承認申請をしてください。
 - ・故人が同居家族であった場合、世帯主の方が同居者異動届を提出してください。
- ※詳細につきましては、お問い合わせください。

手続き・持ち物

- 市営住宅明渡しの手続き
- 市営住宅入居承継承認申請
- 市営住宅同居者異動届

受付窓口

- 開発指導課(3階⑥番窓口)
TEL 0774-64-1341

期限

- ▶市営住宅明渡しの手続き
明渡しの10日前まで
- ▶市営住宅入居承継承認申請
その事由が発生した日から30日以内
- ▶市営住宅同居者異動届
その事由が発生した日から30日以内

市営大住霊園の使用者である

- 故人が市営大住霊園の使用者であった場合、使用者承継の手続きをしてください。
なお、提出書類について様式をお渡しの上、説明をさせていただくため、事前にご来庁いただく必要があります。

手続き・持ち物

- 墓地の承継の申請
- 墳墓地使用権承継申請書 承継者の印鑑(実印)
- 前使用者の墳墓地使用許可証 承継者の戸籍謄本
- 承継者の住民票 承継使用確認書
- 承継者の印鑑登録証明書 相関図
- 承継使用同意書(必要な場合)
- 同意者の印鑑登録証明書(必要な場合)

受付窓口

- 環境課(3階⑩番窓口)
TEL 0774-64-1366

期限

- ▶速やかに

犬を飼っている

- 故人が犬を飼っていた場合、飼い主変更の手続きをしてください。
なお、新しい飼い主が京田辺市以外にお住まいである場合は、お住まいの市町村窓口にて手続きをしてください。

手続き・持ち物

- 所有者の変更届
- 犬の鑑札

受付窓口

- 環境課(3階⑩番窓口)
TEL 0774-64-1366

期限

- ▶犬の飼い主が変わってから
30日以内

森林を所有している

故人が森林を所有していた場合、新しい所有者(相続人)を届け出てください。

手続き・持ち物

- 森林法第10条の7の2
第1項の規定による届出
- 森林の土地の所有者届出書
- 登記事項証明書の写し等
- 公図の写し等

受付窓口

- 農政課(3階⑦番窓口)
- TEL 0774-64-1362

期限

- ▶ 亡くなった日から90日以内

農地の権利(所有権、賃貸借権等)を有している

故人が農地の権利(所有権、賃貸借権等)を有していた場合、新たに権利を相続された方は届出をしてください。
※詳細につきましては、お問い合わせください。

手続き・持ち物

- 農地法第3条の3の規定による届出
- 農地法第3条の3の規定による届出書
- 連絡書

受付窓口

- 農業委員会事務局
(3階⑨番窓口)
- TEL 0774-64-1368

期限

- ▶ 権利の取得を知った日から概ね10か月以内

火葬料の補助を受ける

故人が京田辺市民であった場合で、火葬許可申請者が負担された火葬料と、火葬が行われた火葬場の設置されている市町村の住民が負担する火葬料に差がある場合、その一部を補助します。

手続き・持ち物

- 火葬料の補助金申請
- 火葬料補助金交付申請書
- 火葬許可証の写し
- 火葬場が発行する火葬料の領収書の写し

受付窓口

- 環境課(3階⑩番窓口)
- TEL 0774-64-1366

期限

- ▶ 火葬が許可された日から6か月以内

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
ローン 借入金	借入先	金額	返済方法	備考
損害／傷害保険 生命保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
企業年金 個人年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考